

(審査案件：諮問第4号)

答 申

第1 審査会の結論

石垣市長（以下「実施機関」という。）が行った「石垣市固定資産課税台帳」を非公開とした決定は、妥当である。

第2 不服申立ての経緯

- 1 平成24年（2012年）10月1日（受理日）、不服申立人は、石垣市情報公開条例（平成13年石垣市条例第23号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「国が国有化した尖閣諸島の固定資産税の評価額が分かる行政文書一切（尚、評価額は平成14年から現在迄）」について公文書公開請求を行った。
- 2 平成24年10月10日、実施機関は、不服申立人から請求のあった公文書を「石垣市固定資産課税台帳」（以下「本件請求文書」という。）と特定した上で、「請求のあった尖閣諸島3島の固定資産評価額は、地方税法第22条でその漏えいを禁止されている、地方税に関する調査事務に関して事務従事者が知り得た秘密であることから、条例第7条第1号（法令又は条例により明らかに守秘義務が課されている情報）に該当する非公開情報である」との理由で、公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、不服申立人に通知した。
- 3 平成24年10月16日（受理日）、不服申立人は、本件決定についてこれを不服として実施機関に不服申立てを行ったので、平成24年11月6日、実施機関は、石垣市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第17条の規定に基づき、諮問を行った。

第3 不服申立人の不服申立ての理由及び意見

不服申立人が「不服申立書」及び「決定理由説明書に対する意見書」で行った理由及び意見は、おおむね次のとおりである。（別紙参照）

1 不服申立書における理由

本件請求文書は、守秘義務が課されている情報ではないため、開示されなければならない。

2 決定理由説明書に対する意見書における主張

- (1) 実施機関は、地方税法の守秘義務が課されている情報ということで非公開の決定をしているが、総務省への聞き取りによれば、尖閣諸島は国有化されており、

総務省が所管する地方税法ではなく、財務省が所管する国有財産法の適用を受けるとのことであり、実施機関の本件決定は失当である。

- (2) 本件は、国税庁からの教示による公文書公開請求であり、これを実施機関が非公開決定するとは言語道断である。
- (3) 尖閣諸島の国有化は、日本と中国の外交問題に発展していることもあり、この尖閣諸島については、一般の土地等とは区別する必要がある。
また、国が前地権者に支払った賃料は、すべて税金であり、国民の税金を使用する以上、当然公開の対象となり、それは土地の評価額が分かる行政文書も例外ではない。
- (4) 尖閣諸島の前地権者の氏名はマスコミ等において公表されていること、また、その著書も出版されており、この場合、一般の個人とは区別されなければならない。
- (5) 今回の公開請求の対象は、「尖閣諸島 3 島の評価額が分かる文書」であることから、実施機関の判断により、個人名は不開示にしたとしても、評価額だけの部分開示に関しては何ら問題はない。

第 4 実施機関の本件決定の理由及び説明

実施機関が「決定理由説明書」及び「意見陳述」で行った理由及び説明は、おおむね次のとおりである。

1 決定理由説明書における主張

本件請求文書は、法令等の規定により明らかに守秘義務が課されている情報に該当するため、条例第 7 条第 1 号により非公開と決定した。

本件決定においては、地方税法第 22 条（秘密漏えいに関する罪）が、その根拠規定であり、地方税法第 22 条の「秘密」とは、地方税法に関する調査や徴収に関する事務について知り得たものをいい、具体的には、税務に関する申告書、課税台帳及び収納簿等に記載された秘密に属する事項であり、法律上これを開示することが認められている場合を除き、本人以外からの開示請求には応じることはできないものとされている。

よって、公開請求のあった尖閣諸島 3 島の評価額については、同条に規定する「地方税法に関する調査に関する事務について知り得た情報」であり、条例第 7 条第 1 号に定める「法令又は条例の規定により、明らかに守秘義務が課されている情報」に該当する。

2 意見陳述における理由説明

地方税法第 22 条にいう「地方税の調査に関する事務に関して知り得た秘密」とは、「地方税法総則逐条解説」によれば、地方税の徴収等の必要から私人のプライバシーに踏み込んで調査された秘密であり、「秘密」とは、一般に知られていない

事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいい、具体例として、収入額又は所得額、課税標準額、税額等を挙げている。

また、土地及び家屋の価格縦覧制度に関して、総務省から都道府県あての事務連絡文書では、質疑応答の形で「土地や家屋の評価額は地方税法第 22 条に規定する『秘密』に該当するものである。」と記している。

以上のことから、固定資産課税台帳に記載される評価額は、それから導き出される課税標準額及び税額と同様に、地方税調査事務の過程で取得された、所有者本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する秘密情報にあたることが明らかであり、したがって、地方税法第 22 条でその漏えいを禁じている「秘密」に該当する。

第 5 審査会の判断

1 尖閣諸島 3 島に係る地方税法適用の有無について

本審査会が調査したところ、固定資産税は、地方税法によると、その所有者の経済状態に関わりなく、資産自体に担税力を見出し、所有者に課税するものであり、賦課業務の流れとしては、賦課期日の 1 月 1 日現在の登記簿に記載されている所有者に対し、3 月 31 日までに評価額、税額その他を調査決定し、4 月 1 日以降に課税するものである。

また、固定資産税とは、資産を 1 年間保有することに対する課税ではなく、あくまで賦課期日時点に所有したことに対する課税である。例えば、年度途中で資産売却等をした場合にあっても、賦課期日時点の所有者が当初の年税額を支払うこととされている。

今回、前地権者が、尖閣諸島 3 島を平成 24 年度の年度途中の 9 月 11 日に国に売却したことから、現在の登記簿上の所有者は国土交通省となっている。

しかし、年度の途中で所有者が変わった今回の場合においても、固定資産税の納税義務者は賦課期日時点の所有者となるので、平成 24 年度の課税台帳に登録されている所有者は、前地権者のままである。

このことから、本審査会は、実施機関が現時点においても地方税法の規定に基づき、尖閣諸島 3 島の台帳管理を行い、課税権及び徴収権を有し、評価額に係る行政文書を保有していることを確認した。

なお、地方税法第 348 条第 1 項では、国や地方公共団体等に対しては課税できないことを定めている。よって、国に所有権のある当該尖閣諸島 3 島は、平成 25 年度の課税対象とはならない。

2 条例第 7 条第 1 号(法令等の規定により明らかに守秘義務が課されている情報)の該当性について

今回の公文書非公開決定の根拠として、実施機関は、本件請求文書は地方税法第 22 条の「地方税の調査に関する事務に関して知り得た秘密」に該当し、そこでの「秘密」とは、「明文の規定をもって閲覧又は交付が禁止されている情報」や「個別法令により職員に守秘義務が課されている情報」であり、そのような情報を漏らした場合は、同条の「秘密漏えいに関する罪」にあたることから、条例第 7 条第 1 号に該当すると主張している。

「地方税の調査に関する事務に関して知り得た秘密」とは、通常、地方税の賦課徴収等の必要から私人のプライバシーに踏み込んで調査された秘密であり、「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいい、具体例として、収入額又は所得額、課税標準額、税額等が挙げられている。

また、自治省税務局長から各都道府県知事あての「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について」（昭和 49 年自治府第 159 号）によれば、「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものは、地方税法第 22 条の規定による『秘密』に該当する」とされており、このことは、管下市町村に対しても、その趣旨の徹底を図るよう指導することとされている。さらに、総務省自治税務局固定資産税課長から各都道府県総務部長あての「固定資産税の情報開示に関する留意事項等について」（平成 14 年総税固第 60 号）に関連する事務連絡において、「土地や家屋の評価額は、地方税法第 22 条に規定する『秘密』に該当する」とされている。

このことから、各自治体においては、いずれもこの通知等に沿った取扱いを行い、固定資産税の賦課等を行っている。

なお、固定資産評価額の決定にあたって、地目宅地においては、一般的に不動産鑑定士による土地の鑑定評価を参考としている。この場合、土地の鑑定価格については、あくまでも第一次的な評価であって、それが当然に固定資産課税台帳に記載される価格とはならないことから、所有者の利害に直接かかわるものではないとされている。

しかし、地目の如何に関わらず固定資産課税台帳に記載される価格については、これに基づき税額が決定され、所有者の公租公課に直接影響を及ぼすことから、地方税法第 22 条による「秘密」に該当するものとされている。

このように、固定資産課税台帳に記載されている評価額は、それから導き出される課税標準額及び税額と同様に、地方税の調査事務の過程で取得された、所有者本人が他人に知られたくない秘密情報である。

このことから、本審査会は、本件請求文書は、地方税法第 22 条に規定する守秘義務の対象となる文書にあたり、条例第 7 条第 1 号に規定する「法令等の規定により明らかに守秘義務が課されている情報」に該当していると判断する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおりとする。

第6 審査経過

平成 24 年 (2012 年)	11 月 4 日	実施機関から審査会へ諮問
	12 月 4 日	審議 (第 1 回)
	12 月 20 日	審議 (第 2 回)
平成 25 年 (2012 年)	2 月 7 日	審議 (第 3 回)
		審査会から実施機関へ答申